

最高裁秘書第489号

平成31年2月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年1月10日付け（同月15日受付、最高裁秘書第171号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年10月27日付け民事局第一課長、行政局第一課長、総務局第一課長、情報政策課参事官事務連絡「民事裁判手続のIT化に関する検討について」
(片面で2枚)

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(庶ろ-12-B)

平成29年10月27日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第一課長 成田晋司

最高裁判所事務総局行政局第一課長 小田真治

最高裁判所事務総局総務局第一課長 平城文啓

最高裁判所事務総局情報政策課参事官 橋爪信

民事裁判手続のIT化に関する検討について（事務連絡）

情報技術の発達に伴う情報化社会の著しい進展により、国民の生活に関わる様々な分野で手続のIT化が浸透し、それが広く受け入れられている状況にあります。このような社会のすう勢からすれば、裁判所においても、民事裁判手続の更なるIT化を見据えて検討することが必要と考えられます。

折しも、本年10月30日からは、内閣官房において、利用者目線で裁判手続等のIT化を推進する方策について検討するため、「裁判手続等のIT化検討会」が開催されることになりました。この検討会には、大学教授、弁護士などが委員として参加する予定と承知していますが、最高裁判所もオブザーバーとして参加する予定です。

事務総局としては、民事裁判手続の利用者の利便性の向上だけでなく、関係者の手続保障、情報セキュリティ、費用対効果等の諸般の事情に配慮した、民事裁判手続にとって真に望ましいIT化の実現に向けて、上記検討会に適切に対応していくとともに、今後、下級裁判所の意見についても幅広く取り入れつつ、着実に検討を

進めていきたいと考えています。

民事裁判手続のＩＴ化は、将来の裁判官及び職員の執務の在り方に影響を及ぼすと考えられますので、今後とも、隨時情報提供することを予定しています。については、この旨を所属の職員（裁判官を含む。）に周知してください。なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から伝達してください。